

<基本財産の処分承認申請書類一覧>

○…原則として提出が必要なもの △…該当する書類がある場合に提出が必要なもの

提出書類(※1)	区分			備 考
	不動産の売却等	建物の取り壊し	現預金等の取り崩し	
1 申 請 書	○	○	○	
2 理事会議事録及び 議案書・議案資料 (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分及び評議員会の招集に係る部 分のみで可
3 評議員会議事録及び 議案書・議案資料 (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分のみで可
4 不動産登記事項証明書	○	○	-	
5 残 高 証 明 書	-	-	○	
6 不動産の価格評価書	○	-	-	市町村、銀行発行の評価書又は不動産 鑑定書等
7 売買価格等を証する書類	○	-	-	売買仮契約書又は買取確約書等
8 売却金等の使途計画	○	-	○	
9 図 面	○	○	-	平面図・配置図 (処分物件を色分けしてください)
10 施設建設(改築)計画書	△	△	△	

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の提出が必要です。

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。